

參考資料

第二次再犯防止推進計画

日野・多摩・稻城

3市共通理念

(令和8年度～令和12年度)

日野市・多摩市・稻城市

「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3市共通理念」

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景

国の刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、2007年(平成19年)以降、毎年減少しており、2022年(令和4年)は8万1,183人でした。検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)については、初犯者数が大幅に減少していることもあり、年々増加を続け、2020年(令和2年)には49.1%となりましたが、2021年(令和3年)以降は減少に転じ、2022年(令和4年)には47.9%となりました(「令和5年度版 再犯防止推進白書」より)。

日野市・多摩市・稲城市(以下、3市)においては、再犯者数は2018年(平成30年)の197人から減少を続け、2022年(令和4年)には146人となりましたが、初犯者数も減少しているため2022年(令和4年)の再犯者率は45.8%と刑法犯検挙者数の約半数は再犯者という状態にあります。このような再犯の傾向は第一次3市共通理念を策定した令和3年時点においても同様であり、再犯防止推進に向けた継続的な取り組みが必要です。

2023年(令和5年)3月に国の第二次再犯防止推進計画(以下、国計画)が閣議決定され、2024年(令和6年)3月には東京都が第二次東京都再犯防止推進計画(以下、都計画)を策定し、両計画では国、地方公共団体、民間協力者等の連携がより一層求められています。

3市においても、本共通理念に基づき、国計画、都計画をふまえた第二次再犯防止推進計画を策定し、さらなる安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2 3市共通理念の目的

本共通理念は、社会的に弱い立場の人々を含む全ての人を地域社会全体で包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方のもと、犯罪をした者等が円滑に地域社会に復帰することができるよう、取組の方向性を示すものです。

なお、3市がこれまで「日野・多摩・稲城地区保護司会」や「日野・多摩・稲城地区更生保護女性会」等と連携して再犯防止活動に取り組んできた経緯を踏まえ、3市を一つの地域として共通の課題を抽出するとともに、再犯防止の推進に向けた3市共通の基本方針と取組の枠組みを定めます。

3 3市共通理念の位置付け

本共通理念の内容に基づき、3市がそれぞれの実情に合わせて再犯の防止を推進する取組を総合的に進めるための個別計画(再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画)を策定します。

第2章 共通理念

1 再犯防止等を取り巻く3市の状況と課題

(1)刑法犯再犯者検挙人員及び再犯率(刑法犯検挙人員のうち再犯者の割合)※

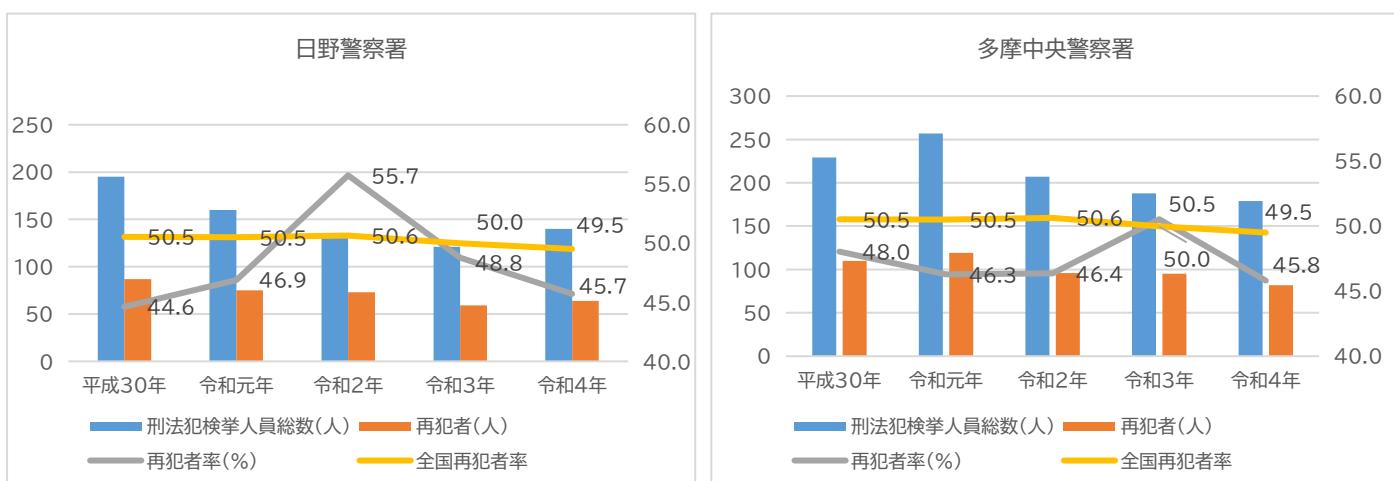
3市における再犯者数については、2019年(令和元年)から2022年(令和4年)にかけて、3市合わせて50人近く減少しており、再犯防止施策の効果が表れています。しかしながら、再犯者率をみると、令和元年時点から大きな変化はなく、警視庁や全国の再犯者率を若干下回っているものの、全体の半数近くが再犯者という状況であり、引き続き再犯防止施策を推進していくことが求められます。

刑法犯再犯者検挙人員及び再犯者率の推移(法務省矯正局東京矯正管区提供)

| | 平成30年 | | 令和元年 | | 令和2年 | | 令和3年 | | 令和4年 | |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 再犯者数 (人) | 再犯者率 (%) |
| 日野警察署 | 87 | 44.6 | 75 | 46.9 | 73 | 55.7 | 59 | 48.8 | 64 | 45.7 |
| 多摩中央警察署 | 110 | 48.0 | 119 | 46.3 | 96 | 46.4 | 95 | 50.5 | 82 | 45.8 |
| 警視庁 | 12,573 | 49.5 | 11,320 | 50.8 | 10,618 | 50.7 | 9,809 | 51.4 | 9,658 | 51.0 |
| 全国 | 92,023 | 50.5 | 86,952 | 50.5 | 83,384 | 50.6 | 79,809 | 50.0 | 76,250 | 49.5 |

※少年の検挙人員を含まない

※多摩中央警察署は多摩市と稲城市を管轄

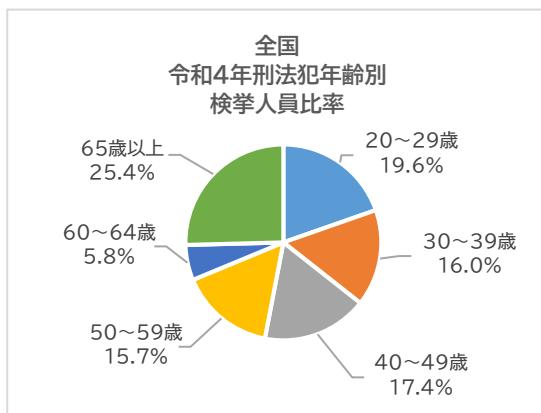
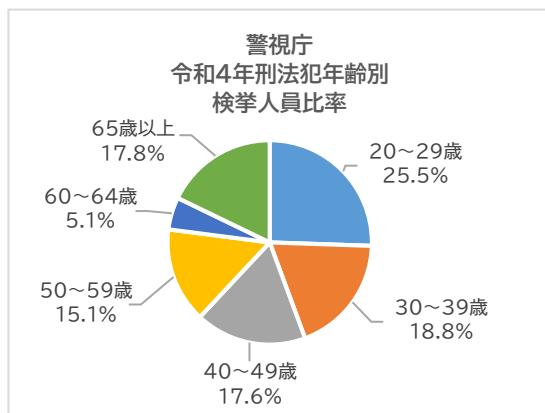
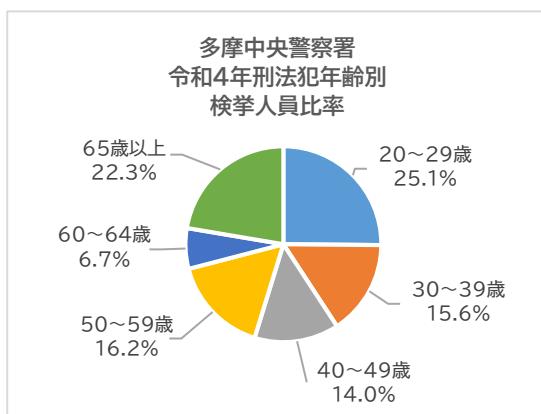
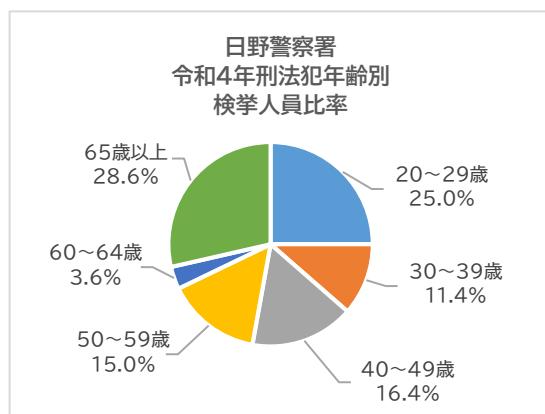


(2) 刑法犯年齢別検挙人員の動向(令和4年・単位:人)

年齢別検挙人員の特徴として、全国では高齢化の影響もあり65歳以上の割合が高く、また警視庁においては若年層の検挙人員が多く20代から30代の割合が高くなっています。3市の年齢別検挙人員では、20代と65歳以上の割合が高くなっています。若年層と高齢者に対する具体的なアプローチが必要となっています。

警察署別刑法犯年齢別検挙人員割合(法務省矯正局東京矯正管区提供)

| | 20~29歳 | 30~39歳 | 40~49歳 | 50~59歳 | 60~64歳 | 65歳以上 |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 日野警察署 | 35 (25.0%) | 16 (11.4%) | 23 (16.4%) | 21 (15.0%) | 5 (3.6%) | 40 (28.6%) |
| 多摩中央警察署 | 45 (25.1%) | 28 (15.6%) | 25 (14.0%) | 29 (16.2%) | 12 (6.7%) | 40 (22.3%) |
| 警視庁 | 4,835 (25.5%) | 3,566 (18.8%) | 3,331 (17.6%) | 2,853 (15.1%) | 969 (5.1%) | 3,377 (17.8%) |
| 全国 | 30,265 (19.6%) | 24,600 (16.0%) | 26,826 (17.4%) | 24,207 (15.7%) | 8,991 (5.8%) | 39,144 (25.4%) |



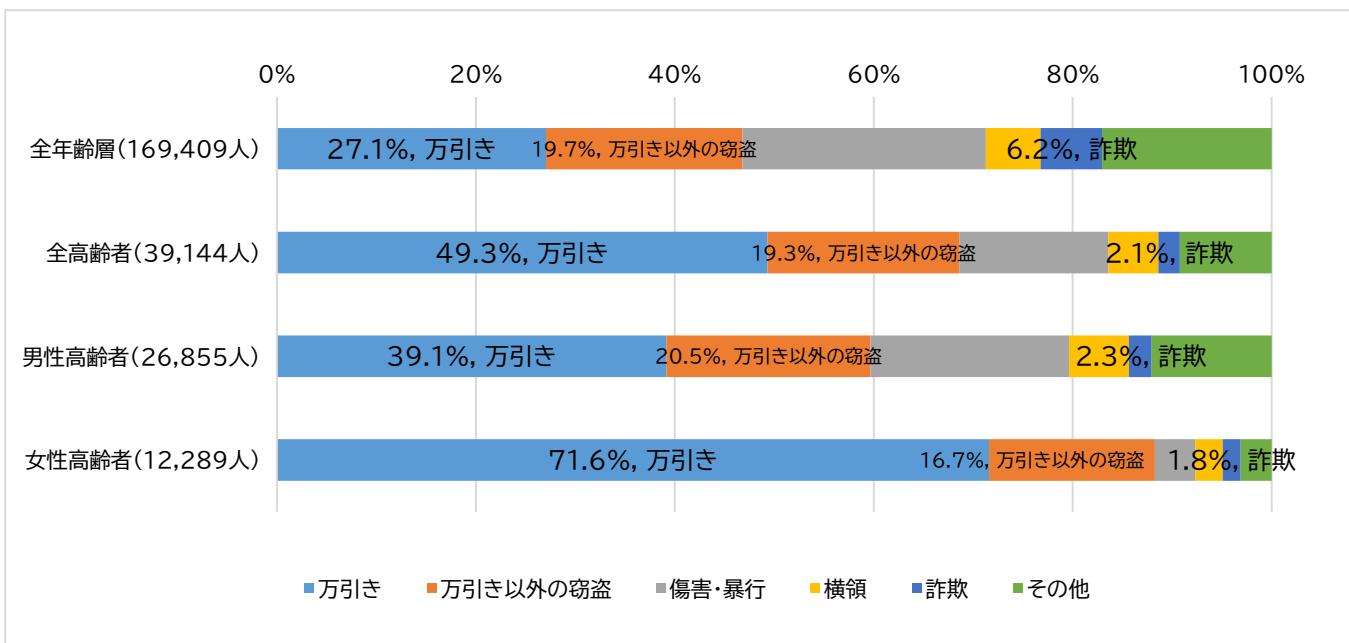
(3)検挙人員の罪名別構成比(令和4年・単位:%)

全年齢層と比べて、全高齢者では窃盗の割合が約7割となっています。特に女性高齢者では約9割が窃盗であり、万引きによる者の割合が約7割と顕著に高い特徴があります。

また、少年層では、窃盗の割合がほぼ同一の約5割となっていますが、詐欺の割合が高齢者と比較すると多くなっています。SNSで犯罪実行者を募集する手口による強盗事件等が増加していることも背景として考えられます。

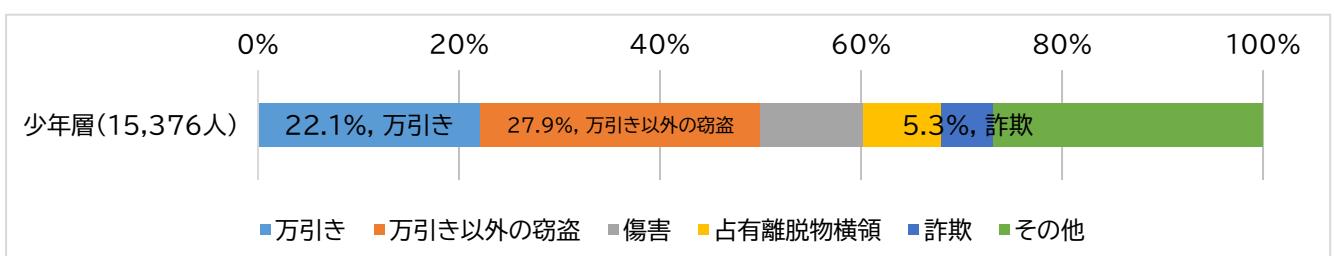
(令和5年版犯罪白書より) ※()内は人員 ※「万引き」と「万引き以外の窃盗」をあわせて「窃盗」 単位:%

| | 万引き | 万引き以外の窃盗 | 傷害・暴行 | 横領 | 詐欺 | その他 |
|-------------------|------|----------|-------|-----|-----|------|
| 全年齢層 (169,409人) | 27.1 | 19.7 | 24.5 | 5.5 | 6.2 | 17.0 |
| 全高齢者 (39,144人) | 49.3 | 19.3 | 15.0 | 5.0 | 2.1 | 9.2 |
| うち男性高齢者 (26,855人) | 39.1 | 20.5 | 20.0 | 6.0 | 2.3 | 12.0 |
| うち女性高齢者 (12,289人) | 71.6 | 16.7 | 4.0 | 2.8 | 1.8 | 3.1 |

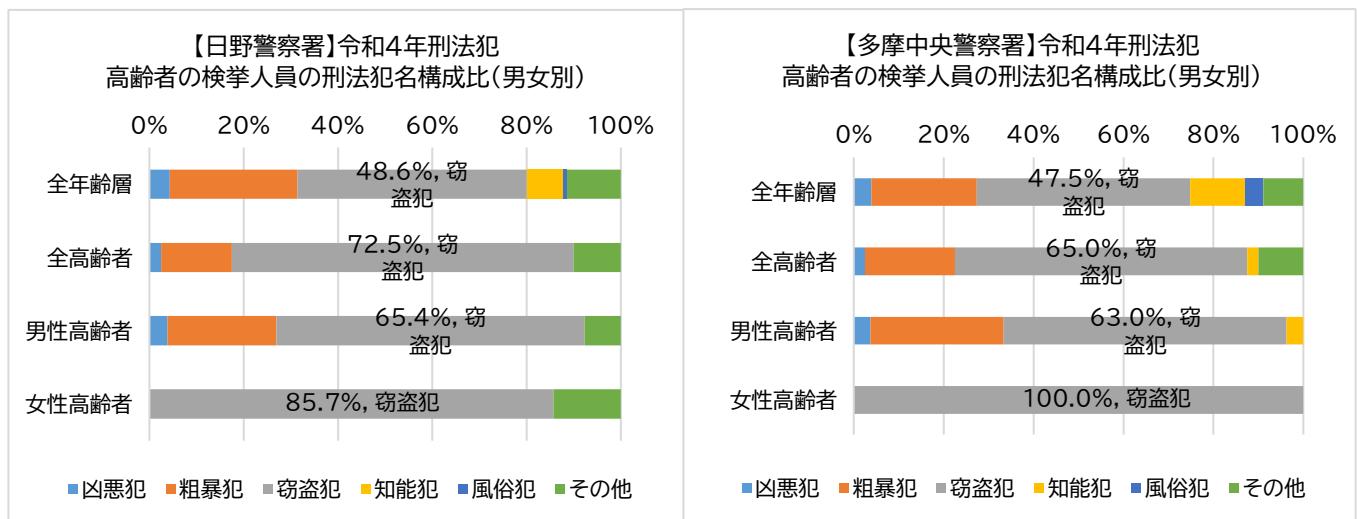


(令和4年の刑法犯に関する統計資料より)

| | 万引き | 万引き以外の窃盗 | 傷害 | 占有離脱物横領 | 詐欺 | その他 |
|--------------|------|----------|------|---------|-----|------|
| 少年層(15,376人) | 22.1 | 27.9 | 10.2 | 7.7 | 5.3 | 26.8 |



<参考①>警察署別高齢者の検挙人員の刑法犯名構成比（法務省矯正局東京矯正管区提供）単位:%



<参考②>検挙人員全体に占める 65 歳以上の割合と高齢化率の推移(単位:%)

(令和4年警視庁の統計および令和4年版高齢社会白書より)

| | 平成7年 | 平成17年 | 平成27年 | 令和3年 |
|----------------------|------|-------|-------|------|
| 検挙人員全体に占める 65 歳以上の割合 | 3.9 | 10.8 | 19.9 | 23.5 |
| 高齢化率(65 歳以上人口の割合) | 14.6 | 20.2 | 26.6 | 28.9 |

<参考③人口および高齢者人口の将来推計(令和 2 年を 100 とした場合の指数)>

(国立社会保障・人口問題研究所「令和5年日本の地域別将来推計人口」および「日本の将来推計人口(令和5年推計, 出生中位・死亡中位)」より)

| | | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 | 令和27年 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日野市 | 総人口 | 100.8 | 101.0 | 100.7 | 99.9 | 98.9 |
| | 65 歳以上人口 | 102.2 | 107.0 | 115.5 | 125.5 | 130.7 |
| 多摩市 | 総人口 | 99.5 | 98.2 | 96.4 | 94.5 | 92.7 |
| | 65 歳以上人口 | 102.7 | 105.5 | 110.0 | 116.1 | 118.8 |
| 稲城市 | 総人口 | 103.6 | 105.7 | 107.2 | 108.2 | 108.7 |
| | 65 歳以上人口 | 107.6 | 117.7 | 131.9 | 147.1 | 154.9 |
| 東京都 | 総人口 | 101.1 | 102.1 | 102.9 | 103.3 | 103.1 |
| | 65 歳以上人口 | 101.3 | 106.0 | 113.9 | 123.9 | 129.7 |
| 全国 | 総人口 | 97.7 | 95.2 | 92.5 | 89.4 | 86.3 |
| | 65 歳以上人口 | 101.4 | 102.6 | 104.7 | 109.5 | 107.9 |

(4)保護司の平均年齢

保護司の平均年齢は3市とも高い水準で推移しています。こうした状況を踏まえつつ、保護司などの更生保護を支えるボランティアの活動しやすい環境づくりについても検討していく必要があります。

令和5年版犯罪白書より※全国平均のみ ※各年1月1日時点の値 単位:歳

| | 平成31年 (令和元年) | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-------|-----------------|------|------|------|------|
| 日野市 | 64.1 | 65.3 | 65.0 | 64.9 | 65.3 |
| 多摩市 | 64.3 | 63.3 | 62.7 | 64.4 | 64.3 |
| 稲城市 | 67.4 | 66.9 | 68.6 | 67.9 | 67.8 |
| 東京都平均 | 63.8 | 63.7 | 63.4 | 63.9 | 64.1 |
| 全国平均 | 65.1 | 65.0 | 65.1 | 65.4 | 65.5 |

(5)社会を明るくする運動の参加者数

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」には、毎年多くの方に参加いただいています。再犯防止に向けた啓発事業として今後も推進していくことが求められます。

(法務省大臣官房秘書課提供 ※全国及び東京都のみ) 単位:人

| | 平成31年 (令和元年) | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|-----------------|---------|---------|-----------|-----------|
| 日野市 | 61 | | | 85 | 87 |
| 多摩市 | 298 | | | 39 | 183 |
| 稲城市 | 452 | | | 150 | 288 |
| 東京都 | 318,432 | 35,164 | 72,950 | 106,036 | 151,730 |
| 全国 | 2,969,544 | 577,047 | 867,395 | 1,284,167 | 1,398,782 |

2 共通理念

(1) 基本方針

再犯防止推進法、これに基づく国及び東京都の再犯防止推進計画に掲げる基本方針を踏まえ、以下の通り3市共通理念の基本方針を設定します。

- ① 関係者・関係機関等との緊密な連携・協力と犯罪をした者等への切れ目のない支援
- ② 犯罪被害者等の尊厳への配慮及び犯罪をした者等が自らの責任を自覚し犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた取組の実施
- ③ 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
- ④ 地域社会の理解と協力を進めるための普及・啓発
- ⑤ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援

(2) 取組の枠組み

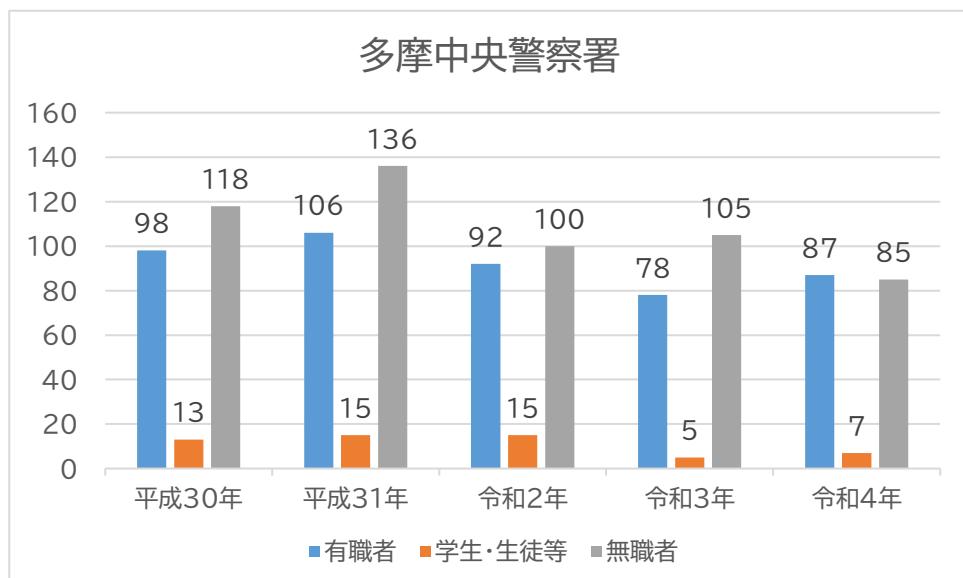
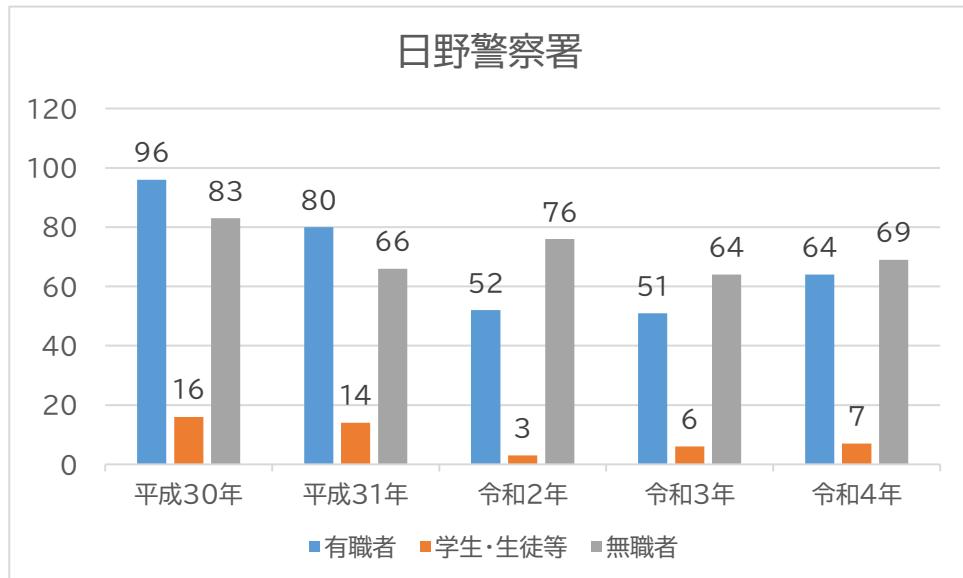
上記基本方針に基づき、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

① 就労・住居の確保など

犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも影響する重要な要素であり、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職で、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。(国計画より)。また、適当な帰住先(刑事施設を出所後に住む場所)が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率(出所年を含む2年間において刑務所に再入所する割合)が更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっている(「国計画」より)ことからも明らかなように、適当な帰住先の確保及び就労は、安定した生活を送るための基盤であり、再犯の防止等を推進する上で重要な要素の一つといえます。

例:自立相談支援事業・就労支援事業・住居確保給付金事業

<参考> 検挙人員における犯行時の職業別状況(少年除く)(法務省矯正局東京矯正管区提供) 単位:人



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

刑法犯の検挙人員総数が減少している中で、65歳以上の高齢者の構成比は1993年(平成5年)の3.1%(9,314人)から2022年(令和4年)には23.1%(3万9,144人)となり、検挙人員に占める高齢者の比率の上昇が進んでいます。さらに、65歳以上の刑法犯検挙人員の約7割は窃盗で占められ、その多くは万引きで検挙されています(「令和5年版犯罪白書」より)。また、高齢者の2年以内再入率はほかの世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています(「国計画」より)。

また、覚醒剤取締法違反の検挙人員は全国で減少傾向にあり、2022年(令和4年)は6,289人で、4年連続で1万人を下回りました(「令和5年版犯罪白書」より)。しかしながら、薬物事犯者の多くは犯罪をした者等であると同時に薬物依存者の患者である場合が多く、更生に向けた支援のみならず、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を行うことが求められます。3市においても刑法犯検挙人員のうち覚醒剤取締法・麻薬等取締法・大麻取締法の違反による検挙人員の割合は、2021年(令和3年)時点で13%と少ないものの、検挙人員のうちの再犯者の割合は80%を占めており、再犯を防止する上で薬物依存者への支援が重要な要素となります。

他にも高齢者、障害のある者、依存症(アルコール、薬物、ギャンブル等)を有する者等、犯罪をした者等の中には保健医療、福祉サービスの利用が必要な者が多く、有機的な連携のもと、機動的かつ継続的な支援を行う必要があります。

例:健康管理支援、生活困窮者自立支援事業、薬物乱用防止啓発

③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等

非行を行う背景には、規範意識の低下、社会とのつながりの希薄化、家庭環境の変化、貧困や虐待等の被害体験、集団的不良交友関係等様々な要因が複合的に生じているためと考えられます。非行を生まないためにも、青少年の規範意識の向上、社会とのつながりの強化、世帯の抱える生活課題への支援が求められています。また、全国の高等学校進学率は98.8%ですが、少年院入所者の24.4%、入所受刑者の33.8%が中学校卒業後、高等学校に進学しておらず、また非行等が原因で高等学校を中退している者も少年院入所者の56.9%が多い状況です(国計画より)。非行の未然防止や青少年の健全育成のため、また非行や犯罪に陥った少年が立ち直り地域社会の一員として社会復帰を果たすために、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して相談支援体制の充実や居場所づくり、必要な修学支援等の取組を行うことが必要です。

例:生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業、児童館事業、就学援助、小・中学生に対する更生保護講座、薬物乱用防止啓発、教育相談

④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等

各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアの方々が地道に活動しています。しかし、保護司の高齢化、民間ボランティアの減少、再犯防止に関する施策等が身近なものではない等の課題があり、引き続き支援を行っていく必要があります。

例:NPO法人、保護司会、更生保護女性会等の支援、社会を明るくする運動の推進

⑤再犯防止のための連携体制の整備等

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るために、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティーネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことが重要です。

例:関係機関、保護司会等の連携会議設置

(3)3市共通で行う取組

- ①再犯防止への市民の理解促進に向けた取組を共に進めるため、3市間の連携を強化します。
- ②犯罪をした者等が適切な行政情報を受けられるよう、3市協働で情報提供の充実に向けた取組を進めます。
- ③保護司会と3市で定期的な意見交換を行い、緊密に連携していきます。また、サポートセンターの管理・運営など保護司会活動への支援も保護観察所と共に充実に努めます。
- ④各市における社会を明るくする運動の広報活動について、市と保護司会・更生保護女性会の協働による取組を進めます。